

2025年1月27日

お客さま各位

東海労働金庫

### 未利用口座管理手数料新設のお知らせ

日頃は東海ろうきんをご利用いただき誠にありがとうございます。

東海ろうきんは、不正利用防止の観点から長期間ご利用のない普通預金口座・貯蓄預金口座を対象とし、2年以上お取引のない口座に対する「未利用口座管理手数料」（以下「本手数料」といいます。）の導入および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを開始します。

今後もお客さまサービスの向上に取り組んでまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 未利用口座管理手数料の概要

手数料新設日	2025年11月1日
対象口座 (未利用口座) ※1	最後の預入れまたは払戻しから2年以上、預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しを除く）がない個人のお客さまの普通預金（決済用・通帳不発行含む）および貯蓄預金口座。 ただし、以下の場合は除きます。 ①口座残高が10,000円以上である場合 ②残高1円以上の定期預金、エース預金を保有するお客さまの当該口座 ③財形預金、譲渡性預金、投資信託、国債等を保有する場合 ④融資返済用口座の場合
手数料金額	年間1,100円（税込）
手数料の引落し	・対象となるお客さまには、事前に案内文書（以下、「お知らせ」といいます。）を郵送いたします。 ・お知らせ郵送後、一定期間内にお取引がない場合、当該口座から本手数料を当該口座より引落しさせていただきます。
自動解約	・当該口座残高が本手数料の金額未満の場合はお客さまの口座残高をもって、本手数料の一部として引落したうえで、原則、同口座を解約します。当該口座残高以上の本手数料のお支払いはございません。 ・お支払いいただいた本手数料のご返却、および自動解約した口座の再利用はできません。
本手数料の初回引落日・自動解約日	2026年3月5日

※1 当金庫が定める別途条件を満たす未利用口座は対象外となります。

## 2. 「お知らせ」から未利用口座管理手数料の引落とし・自動解約までの流れ

① 労金から郵送	お客さまが未利用口座をお持ちの場合、お届けいただいた住所宛てに「お知らせ」を郵送（※2）します。お届けいただいた住所等に変更がある場合は、お手続きをお願いします。	
② 本手数料の引落としについて	「お知らせ」を差し上げてから2026年より毎年2月末日を目途に入出金等の取引がない場合、対象口座から、年間1,100円（税込）の本手数料を引落としします。	
③ 未利用口座の自動解約について	本手数料の引落としにより残高が0円となった対象口座（残高が元々0円の当該口座を含む）は、原則、同口座を自動的に解約させていただきます。	
継続的な口座利用	希望する	「お知らせ」により、対象口座をご確認いただき、同口座について2026年より毎年2月末日を目途に入出金等の取引をお願いいたします。入出金等の取引によって、本手数料はかかりません。
	希望しない	本手数料引落日前までにご解約いただくと、本手数料はかかりません。

※2 郵送した「お知らせ」が延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 3. 総合口座の自動解約

未利用口座対象となる口座が総合口座で、普通預金口座が自動解約される状態にあり、担保とする定期預金もしくはエース預金口座の残高が0円の場合は、定期預金・エース預金口座を含む総合口座そのものを解約させていただきます。

## 4. 改定する預金規定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、総合口座取引規定、普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、貯蓄預金規定を改定します。

以 上

<お問い合わせ先>

本件に関してご不明な点などございましたら、お取引店までお問い合わせください。